

西東京市地域活動支援センター（知的障害等）

運営事業者募集要項

平成 28 年 5 月

西 東 京 市

1 募集の趣旨

今回の募集は、田無総合福祉センター内で平成28年10月以降、速やかに知的障害者を対象とした地域活動支援センターを運営する事業者（法人）の選定をするもので、企画提案競技方式（公募型プロポーザル方式）により選考を行います。西東京市（以下「市」という。）は、選定された法人（以下「選定法人」という。）と業務委託契約を締結し、運営を委託します。

2 応募の資格

法人格を有し、障害者福祉を積極的に増進する能力と意欲があり、東京都内または近県において、知的障害者を対象とした地域活動支援センターまたは知的障害者を対象とした相談支援事業の運営実績がある者とします。ただし、以下の（1）から（4）の欠格事由に該当する者は参加の申込みができません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）に該当する者
- （2）西東京市契約における暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当する事業者
- （3）応募書類提出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生または更生手続きをしている者

3 応募の条件

- （1）平成28年10月以降、速やかに事業を実施できること
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）等関連法令を遵守し、サービスの自己評価や第三者評価、相談や苦情解決の仕組みの整備、地域の保健・福祉・医療サービスとの連携を図ることなどにより、安定した質の高いサービスの提供ができること

4 実施事業等

総合支援法第77条第1項第9号に基づく、知的障害者を対象とする地域活動支援センター（機能強化I型）とし、次の事業を実施してください。

具体的な実施事業については、田無総合福祉センター内の他施設（栄養指導室等）を活用した事業を提案することも可能ですので、民間のノウハウと自由な発想を活かし、創意工夫にあふれる事業をご提案ください。

なお、提案された事業の実施の可否については、市と選定法人との協議の上、決定します。

(1) 相談支援事業

知的障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者の権利擁護のために必要な援助

(2) 基礎的事業

創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等

(3) 機能強化事業

専門職員（社会福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する促進を図るための普及啓発等

5 従事職員数等

人員配置、業務内容等については、厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発第 0801002 号）別紙 1 「地域生活支援事業実施要綱」別記 10 の要件を満たすものとします。

6 開所日及び開所時間

(1) 開所日については、原則として毎週火曜日から土曜日（日・月曜日定休）の週 5 日とします。

ただし、次の田無総合福祉センター休館日を除きます。

- ・国民の祝日に関する祝日に関する法律に規定する休日
- ・1 月 2 日～3 日及び 12 月 29 日～31 日
- ・その他臨時休館日

(2) 開所時間については、開館時間（午前 9 時～午後 10 時）内でご提案ください。

7 利用者等について

(1) 利用者については西東京市民とします。

(2) 利用者の利用料は無料とします。ただし、創作的活動または生産活動の機会の提供等に係る原材料費等は、選定法人が実費徴収することとします。

8 施設の概要

(1) 所在地

東京都西東京市田無町五丁目 5 番 12 号 田無総合福祉センター（2 階の一部を専用）

(2) 使用面積（専用部分）

83.38 m²（別紙図面に表示のとおり）

(3) 施設改修

市担当者との協議により、選定法人の負担による軽微な施設改修は可能です。ただし、壁の撤去等、躯体に影響する改修はできません。

9 事業実施期間

平成 28 年 10 月 1 日（予定）から平成 29 年 3 月 31 日まで（契約締結日から事業実施日までの間は準備期間とします。）

なお、運営状況が良好な場合は、年度単位で更新することが可能です。

10 委託業務仕様書

市と選定法人との間で締結する業務委託契約の仕様書については、ご提案の内容を踏まえ、別途協議の上、決定します。

11 提案限度額

平成 28 年度契約に係る委託料の上限 11,635,000 円以内でご提案ください。

12 経費の負担区分

各種費用の負担については次のとおりとなります。

項目	市が負担するもの	選定法人が負担するもの
建物	躯体・屋根・内外壁等、すべて	専用部分内の選定法人が行う軽微な改修
設備	空調設備・電気設備・給排水設備等、すべて	なし
備品・事務用品	机、椅子等活動のための備品*	パソコン、プリンター、コピー機等の備品及び事務用消耗品 * 田無総合福祉センター設置の簡易印刷機（リソグラフ）は利用可能
事業運営に係る経費	委託料として選定法人へ支払い	事業運営に係るすべての経費（通信費光熱水費を含む。） * 光熱水費は面積按分により算出
施設維持に係る経費	警備、消防設備、自動扉、空調機器等の保守点検、廃棄物処理を含む清掃、害虫駆除等、すべて	なし

*活動のための備品については、市と選定法人との協議の上、予算の範囲内で市が負担するものとします。

13 保険等

施設の保険について、市が全国市有物件災害共済の保険に加入しているため、その保険料は市の負担とします。ただし、保険給付事項に該当する事由が発生した場合において、原因が選定法人に起因する場合は、修繕費と保険給付分の差額を選定法人に求める場合があります。従って、選定法人が自らの負担により保険に加入することを妨げるものではありません。

14 委託料の支払

委託料については2回に分けて支払うものとし、契約締結時及び平成29年1月の均等払いとします。

なお、事業終了後に精算を行い、余剰金が発生した場合は、市に返納していただきます。

15 業務を実施するに当たっての注意事項

選定法人は、業務を実施するに当たり、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- (1) 市の委託事業であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の者等に有利あるいは不利になる運営をしないこと
- (2) 企画提案に含まれない事業を新たに実施しようとする場合は、市と協議を行うこと
- (3) 施設の管理に関する事項
 - ア 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して利用者及び職員の安全確保を図るとともに、財産の保全に努めること
 - イ 衛生管理に十分留意し、感染症や食中毒の防止等に努めるとともに、利用者が常に快適な利用ができる状態の保全に努めること
 - ウ 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、防火管理者を設置し具体的な対応計画を定め、利用者の緊急時の連絡先等をあらかじめ市長に報告するとともに、消防計画に基づき避難、救出その他必要な訓練を定期的実施すること。
 - エ 施設に設置されている設備、市の有する備品に不具合が乗じた場合、市へ報告すること。
- (4) 個人情報の保護に関する事項
 - ア 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
 - イ 個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底すること。
- (5) 環境の保護に関する事項
 - ア 西東京市地球温暖化対策実行計画に準じた取り組みを行うこと。
 - イ 光熱水、燃料等の節約により、温室効果ガスの削減に努めること。
 - ウ 施設から発生する廃棄物については、抑制に努め、可能な限り資源化するなど適切に分別し処分すること。

(6) その他

- ア 賠償責任保険等に加入し、リスク対策を万全に行うこと。
- イ 施設をはじめとする施設の防犯対策を徹底すること。
- ウ 施設内の環境整備に心がけ、衛生面のほか美観にも配慮すること。
- エ 規則・条例に基づき館全体の開館・閉館時間を遵守すること。

16 選定方法及びスケジュール

西東京市地域活動支援センター（知的障害等）運営事業者選定委員会が、プロポーザル競技参加者の提出する企画提案書類等プレゼンテーションの内容を審査し、最も優れた者を運営事業者候補（第1位法人）として選定し、事業内容、委託料等について、契約締結に向けた交渉を行います。

(1) 選定手順

①第一次審査

応募法人から提出された書類内容により、第二次審査対象法人を選定します。

②第二次審査

第二次審査対象法人に対して、運営企画書に基づくプレゼンテーション（提案説明）及び審査対象法人が運営する事業所の視察、ヒアリングによる審査を実施し、運営事業者候補（第1位法人）を決定するものとします。

(2) 選定スケジュール

- 5月23日（月） 西東京市ウェブサイトにて募集要項の公表開始
- 6月20日（月）～22日（水） 応募書類提出期間（午後5時まで）
- 6月29日（水） 第一次審査（書類審査）結果通知発送予定
- 7月14日（木） 第二次審査（プレゼンテーション、現地視察、ヒアリング等）実施予定
- 7月15日（金） 第二次審査運営結果通知発送予定

17 応募の手続き

このプロポーザル競技に参加を希望する事業者は、以下のことに留意して、参加の申込みを行ってください。

(1) 提出書類等

① 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

② 提出期日等

ア 応募書類の受付期間は、平成28年6月20日（月）から平成28年6月22日（水）まで

とします。(午前9時から午後5時までとし、正午から午後1時までを除く。)

イ 持参または記録が残る送付方法(書留郵便等)でご提出ください。

ウ 持参、郵送ともに受付期間内必着とします。未着、遅延等の場合、原因の如何を問わず、受け付けることはできません。

エ 提出後は応募書類の内容を変更することができません。また、応募書類の内容に虚偽があった場合は失格とします。

③ 提出先

〒202-8555 西東京市中町一丁目5番1号(西東京市役所保谷庁舎1階)

西東京市 健康福祉部 障害福祉課 事業管理係(運営法人募集担当)

(2) 質問及び回答

応募に関する質問は、平成28年6月10日(金)午後5時までに、①質問内容 ②法人名 ③担当者 ④連絡先を明記した電子メールにて受け付けます。

なお、質問の回答は、次のとおり西東京市ウェブサイトに掲載します。

※平成28年5月31日(火)午後5時までに受領した質問は、6月2日(木)午後5時までに掲載します。

※平成28年6月10日(金)午後5時までに受領した質問は、6月14日(火)午後5時までに掲載します。

【質問書送信先】 電子メール：f-syougai@city.nishitokyo.lg.jp
※メールの件名を「運営事業者企画提案競技の質問について【法人名】」としてください。

(3) 追加書類の提出

選定委員会が必要と認めた場合、追加書類の提出を求めることがあります。

(4) 施設見学会

施設見学会を開催します。参加をご希望の方は6月3日(金)正午までに別紙「施設見学会参加申込書」を電子メールまたはFAXでご提出ください。参加人数は、1法人2名以内とします。

①日時 平成28年6月6日(月)午前10時30分から(1時間程度)

②場所 東京都西東京市田無町五丁目5番12号 田無総合福祉センター
(1階ロビーにお集まりください。)

※施設見学会開催時に質疑応答は行いません。質問事項については(2)のとおり電子メー

ルにてお願いいたします。

※車でのご来場はご遠慮願います。

※施設見学会に不参加の場合でも、本件への応募は可能です。

(5) プレゼンテーション（提案説明）

第二次審査対象法人による企画提案内容のプレゼンテーションを実施します(説明30分程度)。

① 実施日

平成28年7月14日(木)を予定しています。

② 時間及び場所

別途、通知します。

(6) 現に運営する介護給付事業所等の視察及びヒアリング

プレゼンテーション実施日に、必要に応じて第二次審査対象法人が運営している事業所等の視察とヒアリングを実施します。詳細については、別途、調整させていただきます。

(7) 提出書類に関する著作の権利等

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、西東京市情報公開条例の規定に基づき情報公開の対象文書になります。また、西東京市は提出された応募書類については、必要に応じて全部または一部を無償で使用できるものとします。

なお、提出された応募書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

(8) 費用の負担

本件の応募に関する一切の費用は、すべて応募者の負担となります。

(9) 辞退方法

申し込み後の本企画提案競技の参加辞退は、件名、期日、法人名、代表者名、辞退理由等を明記した参加辞退届(様式任意)の提出により行うことができます。

18 運営企画書(様式4)作成上の注意事項

(1) 運営企画書は、様式4を使用し、A4版(横書き)とすること。枠内に収まらない場合は、枠の大きさを調整して記入のこと(ページ数は表紙、裏表紙を除き30ページ以内としてください。)

(2) 運営企画書は可能な限り両面印刷にて提出してください。

(3) 過度の装飾は施さないでください。

(4) 白黒・カラー印刷は問いません。

(5) 提出書類等に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ることとします。

(6) 使用する文字サイズは、本文中にあつては 10 ポイント以上、表及び図中にあつては、8 ポイント以上とします。

19 失格事項

下記に該当する場合は、失格とします。

- (1) この要項に定める手続き、方法以外で、審査員または関係者にプロポーザル競技に対する援助を求めた場合
- (2) 提出書類の不備等
 - ア 提出方法及び提出期限に適合しない場合
 - イ 様式及び注意事項に適合しない場合
 - ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - エ 記載すべき事項以外が記載されている場合
 - オ 虚偽の内容が記載されている場合

20 問合せ先

西東京市 健康福祉部障害福祉課事業管理係

電話 042-438-4033 (障害福祉課事業管理係直通) FAX 042-423-4321

提出書類一覧

書類No.	件 名	様式No.
I 【申請書類】 (各1部提出)		
1	応募申請書	様式1
2	実績報告書	様式2
3	役員・評議員の構成 (提出日現在において最新のもの)	様式3
II 【附属書類】 (各1部提出)		
A	法人登記簿謄本 (現在事項全部証明書・応募申請前3ヶ月以内に発行されたもの)	任意
B	法人決算書 (平成27年度)	任意
C	法人の履歴・事業経歴 [様式任意 ※法人パンフレット可]	任意
III 【運営企画書】 (10部提出)		
ア	運営企画書	様式4
IV 【委託料 (参考見積書)】 (10部提出)		
イ	平成28年度の委託料見積書 (要 代表者印)	任意